

北杜市子育て世帯に関する未利用地売却について

1 目的

北杜市（以下「市」という。）では、北杜市総合戦略において進める子育て世帯の移住定住人口の増加を図るため、これから市内に自ら居住するための住宅を建築する子育て世帯に対して、北杜市未利用地売却事務処理要領（平成20年告示第41号）及びこの告示に基づき、未利用地を売却します。

2 売却物件

公募抽選に付する土地（以下「公募土地」という。）は、別表のとおりとします。

3 申込者の応募資格

応募できる資格（以下「応募者」という。）は申請日において、次の（1）～（9）のすべてに該当する方になります。

- （1） ア～エまでのいずれかに該当する子育て世帯であること。
 - ア 中学生以下の子と同居している世帯
 - イ 本人又は同居する配偶者が妊娠中の世帯
 - ウ 売買契約締結後、子を産み育てる予定の世帯
 - エ 売買契約締結後1年以内に婚姻することを誓約する者
- （2） 公募土地の売却に応募する者（以下「申請者」という。）が50歳未満である者。申請者に配偶者又は婚姻誓約者がいる場合は、夫婦いずれも50歳未満の世帯であること。
- （3） 住宅を建築するために宅地を必要とする個人であること。
- （4） 市内に住所を有する子育て世帯又は市内に定住する意志を持って転入する予定である子育て世帯であること。
- （5） 市内に申請者又はその同居人名義の宅地を所有しない者であること。
- （6） 公募土地に10年以上定住する子育て世帯であること。
- （7） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- （8） 市税等の滞納のない者であること。
- （9） 売買契約締結後、公募土地に定住し、行政区（北杜市行政区長設置条例（平成16年北杜市条例第8号）第2条第1項に規定する）に加入する者又は地域の活性化の推進に協力する意志のある者。

4 売却の条件

公募土地については、売買契約書において次の各号について制限が付されま
す。

- (1) 公募土地を住宅建築以外の用途に使用しないこと。
- (2) 公募土地の引渡しを受けた日から3年以内に住宅の建築を完了すること。
- (3) 公募土地の引渡しを受けた日から5年以内は宅地を他人に譲渡しないこと。
- (4) 公募土地は現状のままでの引渡しとする。なお、立木、地上・地下工作物等
が存在する場合、本市で伐採、撤去は行なわない。
- (5) 公募土地の引渡し後、次のアからウまでに該当する時は、催告なしで契約を
解除し、宅地の買戻しを行い、市の定める金額の違約金を徴収する場合がある
ことを承諾すること。
 - ア 前記(1)から(3)までの条件に違反したとき。
 - イ 売買契約書に違反したとき。
 - ウ 応募資格を偽ることその他、不正な行為により公募土地を譲り受けたとき。
- (6) (1)から(3)までの条件について引渡しから5年間を期間とした買戻し特約
の登記を行うことについて承諾すること。この場合において期間満了後、市に
申請を行なうことにより、買戻し特約の抹消登記を行うことができます。

5 瑕疵担保責任

市との土地売買契約締結後に、物件に隠れた瑕疵があることを発見しても売
却金額の減免又は損害賠償の請求若しくは当該契約を解除することはできませ
ん。

6 売却物件の応募について

(1) 申込に必要な書類

- ア 市有財産公募抽選売却応募申込書兼受付書(様式第9号)
- イ 住民票謄本
- ウ 世帯全員の(18歳以上のものに限る。)市区町村税の納税証明書
- エ 誓約書(様式第1号)
- オ 定住誓約書(様式第2号)
- カ 婚姻誓約書(該当する者に限る。)(様式第3号)
- キ 母子健康手帳の写しその他、妊娠が確認できる書類(該当する者に限る。)

7 現地説明

公募土地に係る現地説明は、個別に行います。現地説明を希望する者は、管
財課財産管理担当まで連絡し、日程調整のうえ日時を決定します。なお、公募

土地に係る概略は、別表のとおりであるが、別表以外に必要な事項については、応募者自身で確認し、関係機関に問い合わせる等の必要な調査を行います。

8 提出期限及び提出方法

- (1) 提出期間：令和元年9月10日（火）～令和元年10月10日（木）
午前8時30分から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）
- (2) 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、提出期限必着のこと。）

9 応募申込書類の提出場所

〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

北杜市役所企画部管財課財産管理担当

TEL：0551-42-1312

FAX：0551-42-1129

10 契約の相手方の決定

契約相手は、3に掲げる申請者応募資格及び申請書類を確認、審査の上、決定します。なお、応募者多数の場合は抽選により契約相手方を決定します。

11 抽選の日時及び場所

10に掲げる抽選は、次の各号に掲げるとおり公開により行います。なお、抽選当日都合により抽選会に参加できない者は、代理人の参加も可能です。

- (1) 抽選日時：令和元年10月18日（金）
物件番号1：午前9時30分から
物件番号2：午前10時00分から
- (2) 抽選場所：北杜市役所本庁舎本館第3会議室

12 契約の締結について

売買契約の相手方（以下「契約者」という。）を決定した日から起算して14日以内に売買契約を締結していただきます。

13 契約保証金

売買契約を締結する際には、売買代金の10%を契約保証金として市の発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

契約保証金は、契約締結に係る違約金とするほか、売買代金の一部に充当します。なお、契約保証金には利子を付しません。

1.4 売買代金の支払い

- (1) 売買代金は、契約締結の日から市が指定する日までに売買代金から契約保証金を差し引いた額を市の発行する納入通知書によりお支払いいただきます。
- (2) 契約締結後、差額の支払いが期限までに行われなかった場合、売買契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

1.5 引渡及び所有権の移転登記

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額の支払いが完了したときに行うものとし、公募土地を現況により引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は売却物件の所有権が移転した後、契約者からの請求により、市が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、契約者の負担になります。

1.6 売却物件のうち土地を売却する場合の手続きその他必要な事項は、北杜市未利用地売却事務処理要領及び北杜市子育て世帯に関する未利用地売却事務処理要領で定めるものとします。

1.7 その他

その他、売却物件の応募に関して、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応募者1世帯につき、1申請とします。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された応募書類等は返却しません。
- (4) 提出書類については、必要により問合せ、又は追加の資料の提出を依頼する場合があります。